国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release
中部運輸局自動車交通部

令和５年１１月９日　１４時００分発表

〈お問合せ先〉
中部運輸局 自動車交通部　自動車監査官
松岡、桑原　　TEL 052-952-8038
中部運輸局 愛知運輸支局　監査担当
神戸、前田　　TEL 052-351-5313

トラック事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、車両使用停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

１．事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：有限会社　鈴木商事（代表者：鈴木　英雄）
住　　所：愛知県豊橋市曙町字南松原８９－６
営 業 所：本社営業所（愛知県豊橋市曙町字南松原８９－６）

２．行政処分等の概要

処 分 日：令和５年１１月９日
処分内容：① 車両使用停止処分２９０日車
（２両を１４５日間の使用停止）
② 文書警告
③ 輸送の安全確保命令

３．監査端緒

愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関からの通報を端緒に、愛知運輸支局が当該事業者に対して監査を実施。

４．主な違反内容及び違反条項

（１）運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項）

（２）疾病、疲労等のおそれのある運行の業務をさせていた。（健康診断未受診）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第６項）

（３）点呼を実施していなかった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条第１項及び第２項）

（４）認可を受けないで、乗務員の休憩または睡眠のための施設を位置変更していた。
（貨物自動車運送事業法第９条第１項）

（５）届出を行わず、主たる事務所の位置を変更していた。
（貨物自動車運送事業法第９条第３項）

（６）届出を行わず、中部運輸局長が指定する区域内に営業所の位置を変更していた。
（貨物自動車運送事業法第９条第３項）

（７）事業用自動車について、定期点検整備（３ヵ月点検）を実施していなかった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条の３）

（８）整備管理者の研修を受講させていなかった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条の５）

（９）点呼の記録をしていなかった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条第５項）

（10）業務の記録をしていなかった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第８条）

（11）業務の記録の記載事項等が不適切であった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第８条）

（12）運行記録計による記録をしていなかった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第９条）

（13）事故の記録をしていなかった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第９条の２）

（14）運転者等台帳を確実に作成し、備え付けていなかった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第９条の５第１項）

（15）運転者に対する指導監督の記録をしていなかった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第１項）

（16）国土交通省告示で定める特定の運転者（高齢運転者）に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第２項）

（17）特定の運転者に対する運転適性診断（適齢診断）を実施していなかった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第２項）

（18）業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導及び監督が不適切であった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第２２条）

（19）運行管理者の講習を受講させていなかった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第２３条第１項）

（20）輸送の安全にかかわる情報の公表をしていなかった。
（貨物自動車運送事業法第２４条の３）

（21）社会保険等の保険料が未納であった。
（貨物自動車運送事業法第２４条の４）

（22）事業報告書及び事業実績報告書を提出していなかった。
（貨物自動車運送事業法第６０条第１項）

５．行政処分事業者に対する違反点数付与状況
・当該行政処分により付された違反点数　２９点
・当該事業者に付された累積違反点数　　２９点